

ボランティア活動推進富山県民会議会長表彰要綱

第1 趣旨

この要綱は、多年にわたりボランティア・NPO活動や社会貢献の実践を通じ、協働の地域づくりを推進している個人、企業等（「企業若しくは企業の従業員組織」をいう。以下同じ）若しくは団体を讃え表彰すること、又は非営利の社会貢献活動を行うボランティア団体、市民活動団体若しくはNPO法人を支援する個人、企業等若しくは団体に感謝の意を表することにより、多様な分野にわたるボランティア活動や非営利の社会貢献活動の普及推進に資することを目的とする。

第2 表彰

- 1 ボランティア活動推進富山県民会議会長（以下「県民会議会長」という。）は、ボランティア・NPO活動や社会貢献の実践者で、次の各号のいずれかに該当するものに対し、表彰を行うものとする。
 - (1) 10年以上にわたり活動を続け、その活動が優良で他の模範となる個人、企業等又は団体
 - (2) その活動が10年未満であっても、先駆的な活動を行うなど特にその功績が著しく優れた個人、企業等又は団体
- 2 県民会議会長は、現にボランティア・NPO活動や社会貢献の実践者で、5年以上にわたり活動を続け、その活動が優良で他の模範となる企業等又は団体に対して、表彰（奨励賞）を行うことができるものとする。

第3 感謝

県民会議会長は、県内で非営利の社会貢献活動を行う、ボランティア団体、市民活動団体又はNPO法人（以下、「感謝にかかる団体」という。）に対して、次の各号に掲げる寄附を行った個人、企業等又は団体に感謝状を贈るものとする。

- (1) 5万円以上の寄附を行った個人又は10万円以上の寄附を行った企業等若しくは団体
- (2) 毎年継続して寄附を行った者で、その合計額が前号の基準を満たす個人、企業等又は団体

第4 表彰等候補者の推薦方法

- 1 関係団体の長は、別に定める期日までに別紙推薦書（様式1）に、推薦調書（様式3、4、6、8）のうち該当する様式を添付して表彰候補者の推薦を行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、企業等の社会貢献活動でやむを得ない事情により推薦を受けることが難しい場合は、商工会議所、商工会等関係団体を経由することを条件に、別紙応募書（様式2）に応募調書（様式5、7）のうち該当する様式を添付して、企業自ら応募することができるものとする。
- 3 感謝にかかる団体の長は、別に定める期日までに別紙推薦書（様式1）に、感謝状贈呈調書（様式9）により、感謝状贈呈候補者の推薦を行う。

第5 被表彰者及び感謝状被贈呈者の選定

- 1 候補者を審査するため、県民会議会長が委嘱する委員で構成する審査会を設置する。
- 2 審査会において審査の上、県民会議会長が決定する。

但し、被表彰者については、過去において国及び県が行った表彰並びに富山県ボランティア大会表彰及びボランティア活動推進富山県民会議会長表彰（奨励賞を除く）を受けた者は除く。また、被感謝状贈呈者については、独自の感謝状授与制度を持つ団体等に寄附をした者を除く。
- 3 被表彰者及び感謝状被贈呈者は、宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体を除く。
- 4 被表彰者及び感謝状被贈呈者は、特定の公職者（その候補を含む。）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とする者を除く。
- 5 被表彰者及び感謝状被贈呈者は、暴力団、暴力団員が役員若しくは使用人となっている者又は暴力団体若しくは暴力団員と密接に関係を有する者のいずれかに該当する者を除く。
- 6 その他、刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられ他者であって相当の期間が経過していない者など、表彰することが適当ではない者を除く。

第6 表彰及び感謝の方法

- 1 表彰は、毎年、富山県民ボランティア・NPO大会において、県民会議会長名の表彰状及び記念品を授与して行う。
- 2 感謝状の贈呈は、毎年、富山県民ボランティア・NPO大会において、県民会議会長名の感謝状及び記念品を授与して行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月20日から施行する。